資料１【４ 報告①】

平成28年度見附市国民健康保険事業特別会計決算見込み（H29.2.13作成）

単位 ： 円

歳　　入	27 年 度	28 年 度		
	決 算 額	決算見込み額	前年度比	
国　保　税	712,002,718	726,905,000	102.1%	
一　般　分	670,264,455	696,802,000	104.0%	
医療分現年分	433,734,151	454,412,000	104.8%	
支援分現年分	154,100,433	166,802,000	108.2%	
介護分現年分	57,661,309	58,797,000	102.0%	
医療分滞繰分	16,821,626	11,381,000	67.7%	
支援分滞繰分	5,172,142	3,311,000	64.0%	
介護分滞繰分	2,774,794	2,099,000	75.6%	
退 職 者 分	41,738,263	30,103,000	72.1%	
医療分現年分	23,433,515	16,582,000	70.8%	
支援分現年分	8,378,357	6,131,000	73.2%	
介護分現年分	8,686,395	6,177,000	71.1%	
医療分滞繰分	769,756	771,000	100.2%	
支援分滞繰分	224,849	215,000	95.6%	
介護分滞繰分	245,391	227,000	92.5%	
国 庫 支 出 金	904,389,921	854,512,482	94.5%	
療養給付費等負担金	623,955,987	572,720,999	91.8%	
普通調整交付金	252,431,000	252,431,000	100.0%	
特別調整交付金	5,268,000	5,268,000	100.0%	
その他	22,734,934	24,092,483	106.0%	確定
療養給付費交付金	169,515,000	133,675,901	78.9%	確定
前期高齢者交付金	1,096,515,892	1,216,302,677	110.9%	確定
県 支 出 金	195,655,934	196,883,483	100.6%	
県 調整交付金	172,791,000	172,791,000	100.0%	
その他	22,864,934	24,092,483	105.4%	確定
保険財政共同安定化・高額共同事業交付金	892,666,145	880,984,547	98.7%	確定
基 金 繰 入 金	0	0	－	
一般会計繰入金	320,453,369	318,926,529	99.5%	
繰　越　金	38,084,456	0	0.0%	確定
諸収入（手数料も含む）	44,080,325	14,020,159	31.8%	
歳 入 合 計 A	4,373,363,760	4,342,210,778	99.3%	

歳　　出	27 年 度	28 年 度		
	決 算 額	決算見込み額	前年度比	
総　務　費	82,366,239	82,421,619	100.1%	
保 険 給 付 費	2,633,224,350	2,661,527,421	101.1%	
一般療養諸費	2,488,088,863	2,553,311,014	102.6%	
退職療養諸費	128,329,567	94,493,047	73.6%	
審査支払手数料	6,471,930	6,900,000	106.6%	
出産育児一時金	7,983,990	3,723,360	46.6%	
葬 祭 費	2,350,000	3,100,000	131.9%	
後期高齢者支援金等	492,521,809	467,572,045	94.9%	確定
介 護 納 付 金	191,528,650	175,373,653	91.6%	確定
保険財政共同安定化・高額共同事業拠出金	887,674,765	875,070,986	98.6%	確定
保 健 事 業 費	42,403,180	45,725,698	107.8%	
前年度繰上充用金	0	251,679	－	確定
その他	43,896,446	31,557,687	71.9%	
歳 出 合 計 B	4,373,615,439	4,339,500,788	99.2%	

歳入歳出差引　A-B	△ 251,679	2,709,990	

図１

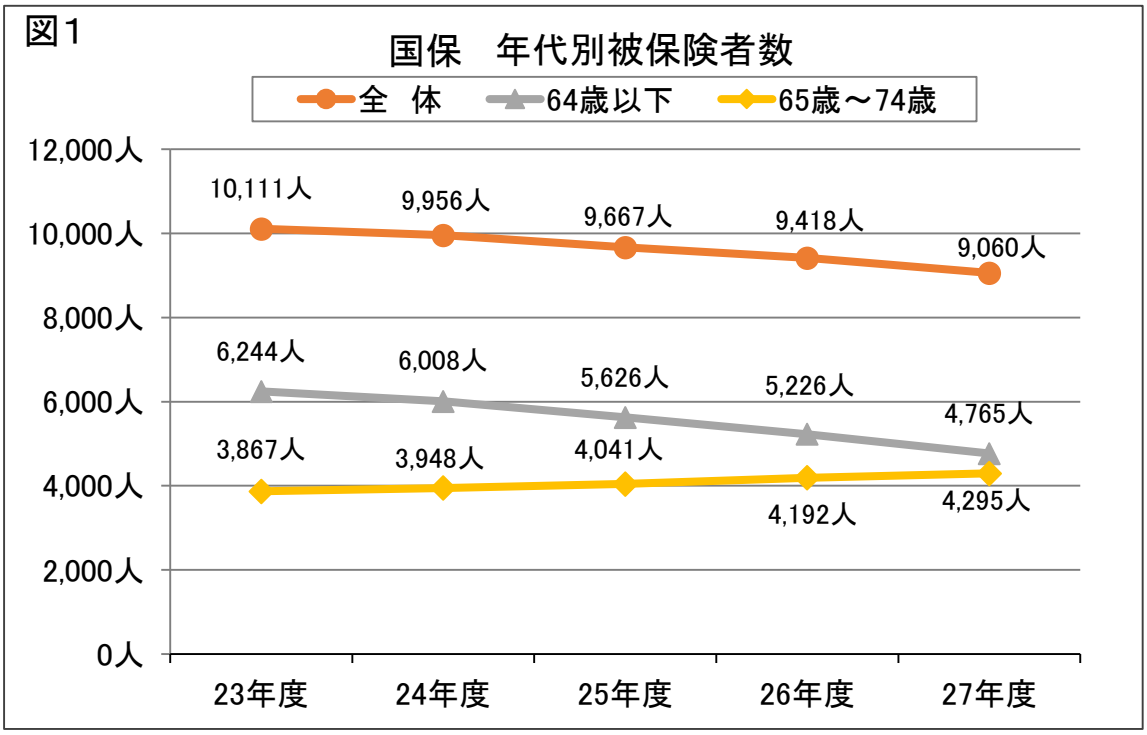

○１人当たり医療費

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
見附市	317,925 円	313,615 円	317,923 円	332,327 円	349,484 円
新潟県	318,130 円	323,939 円	331,947 円	339,895 円	－
全　国	308,669 円	315,856 円	324,543 円	333,461 円	－

図２

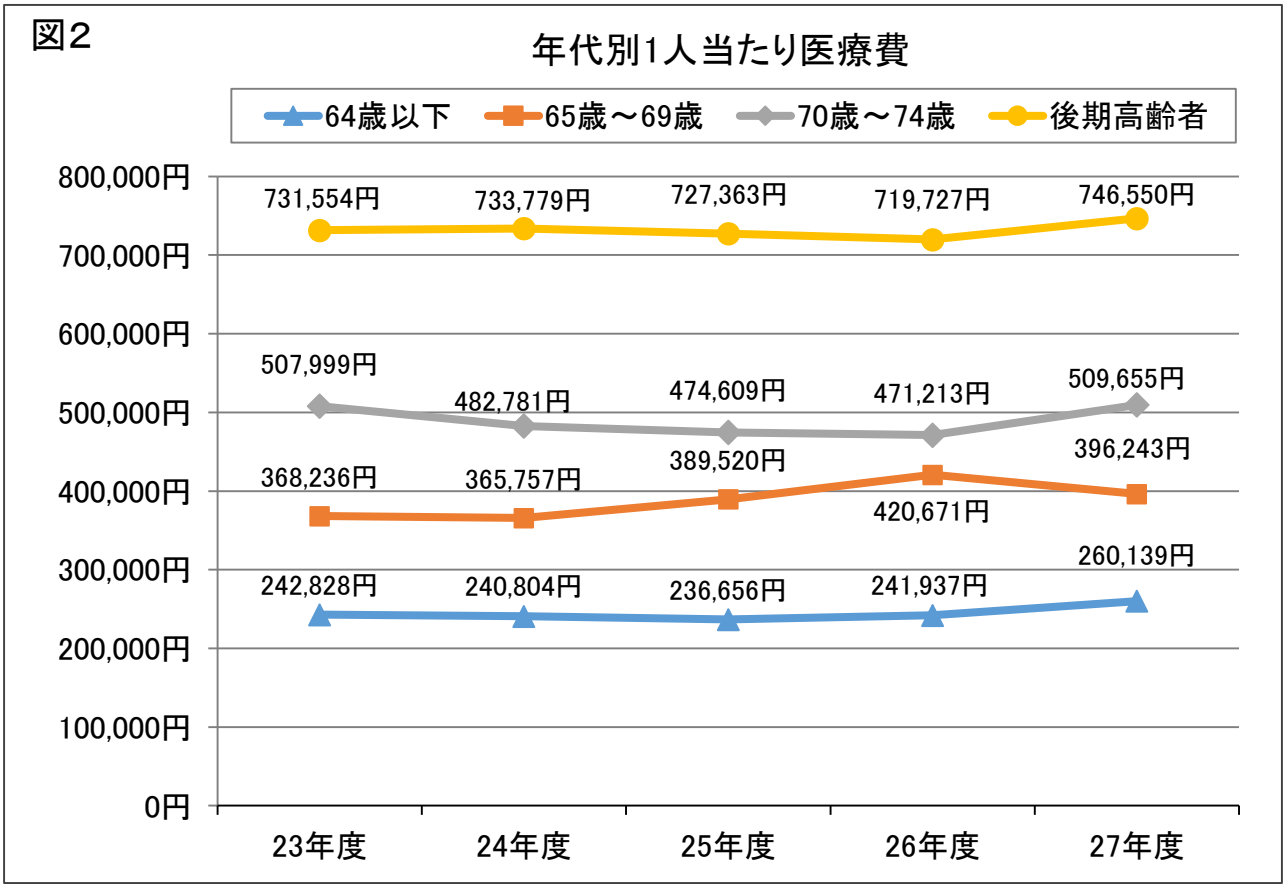

図3

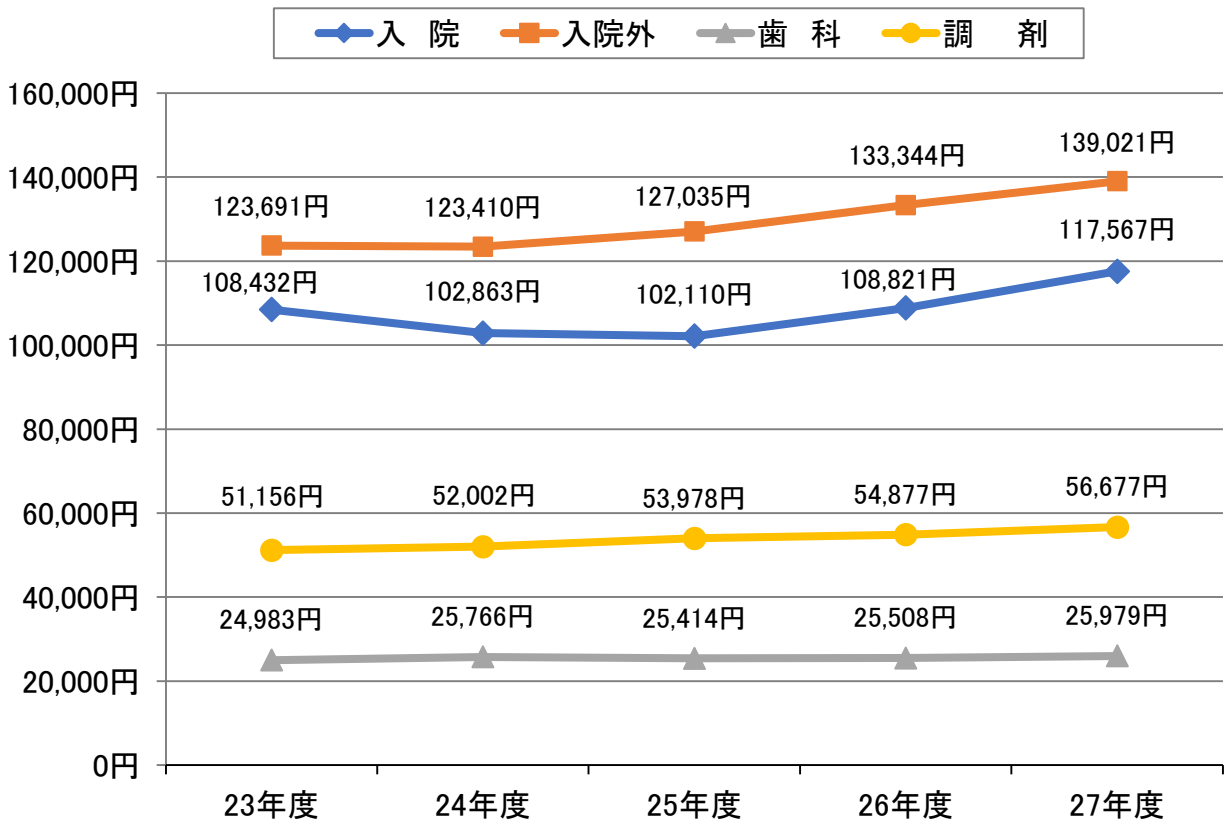

○ジェネリック医薬品割合

	保険制度	26 年 3 月	27 年 3 月	28 年 3 月
見附市	総　数	65.7%	71.3%	77.0%
新潟県	総　数	51.9%	58.6%	64.3%
	市町村国保	-	60.8%	66.2%
	後期高齢者	-	55.1%	61.1%
全　国	総　数	51.2%	58.4%	63.1%
	市町村国保	-	59.8%	64.1%
	後期高齢者	-	55.4%	60.4%

※ 厚生労働省「調剤医療費（電算処理分）の動向」より

・ 保険請求のあった薬局の所在する市町村、都道府県ごとにジェネリック医薬品割合を計算。
・ ジェネリック医薬品割合は、数量ベース（新指標）で算出している。
　数量ベース（新指標）＝［後発医薬品の数量］÷
　（［後発医薬品のある先発医薬品の数量］＋［後発医薬品の数量］）

資料３【５ 審議①】

平成 29 年度　見附市国民健康保険事業運営方針

国民健康保険制度は、地域医療保険制度の中核として市民の健康保持増進、福祉の向上に大きな役割を果たしている。

しかし、国保被保険者の年齢構成や医療費水準は、他の保険と比較して高く、加えて、所得水準が低いという構造的な課題も抱えており、財政運営面では一段と厳しさを増している。

当市の国民健康保険では、平成 29 年 1 月末現在で全市世帯の 35.4%にあたる 5,167 世帯が加入し、総人口の 20.8%にあたる 8,559 人が被保険者となっている。

加入世帯数、被保険者数ともに、減少傾向が続く一方で、1 人当り医療費は急速に進む高齢化や医療技術の高度化により今後も増加が見込まれる。

こうした中、平成 30 年度からの国保都道府県単位化に向け、昨年 7 月に県、県内市町村及び国保連合会で構成される新潟県国民健康保険連携会議及び検討部会が設置され、円滑な制度移行ができるよう意見調整を行い、準備を進めているところである。

新制度においては、県と市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険料（税）率の決定、保険料（税）の賦課・徴収、保健事業等の事務を共通認識のもとで実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう県は市町村と協議の上、「新潟県国民健康保険運営方針」を定めることとなる。市では、国保の保険者として動向を注視し、適切に対応する必要がある。

また、国保財政の運営は被保険者が納入する国民健康保険税と国からの交付金などにより財源を確保し、保険給付を行うしくみとなっているため、負担と給付のバランスの調整を図り安定運営に努めていかなければならない。

今年度の事業運営にあたっては、被保険者への安定的なサービス提供のために、次に掲げる各項目について事業を進める。

１　財政安定化対策

依然として国保財政は厳しい状況が続いており、平成 27 年度の決算では、歳入合計から歳出合計を差し引いた形式収支が赤字となったことから、平成 28 年度歳入で収支不足額を補てんする繰上充用を余儀なくされた。

こうした状況のもと、平成 28 年度においては、平成 25 年度以来 3 年ぶりの税率改正を実施し、財政の安定化を図るとともに、税率改正については、原則として毎年度実施することを前提にその要否を検討することとした。

平成 29 年度の税率改正については、平成 28 年度の収支がほぼ固まり、平成 29 年度国保税賦課総額の推計が、より高い精度で可能となる 5 月までに検討することとする。

また、平成 29 年度においては、平成 30 年度の国保の都道府県単位化に向けて、県が示す国保事業費納付金及び標準保険料（税）率を参考に各市町村が平成 30 年度の保険料（税）率を決定し、県を財政運営の責任主体とした安定的な財政運営を目指すこととなる。

２　保険税の収納対策

現状の収納率を維持するため次の収納対策を実施する。

①　滞納分析、財産調査、所在調査を行い、滞納者の実態を把握するとともにその結果に基づき悪質な滞納者に対しては滞納処分を行うなど適正な処理に努める。

② 滞納額等から勘案して、納税折衝による完納が比較的容易と期待できる滞納者に対しては収納強化期間を設け、短期的かつ集中的な滞納整理を行う。

③ 口座振替による収納は納期限内納付による収納率向上に寄与するものであることから一層の推進に努める。

④ 納付書による納付については、金融機関窓口のほか、コンビニエンスストアでの納付により被保険者の利便性を高める。

⑤ 収納率数値目標

現年度分 ： 96.7% （平成 27 年度 実績 96.72% 平成 28 年度 目標 96.6%）

滞納繰越分 ： 18.7% （平成 27 年度 実績 22.52% 平成 28 年度 目標 17.0%）

3 適用の適正化対策

① 日本年金機構と連携を図り、国民年金第 1 号・第 3 号被保険者資格喪失一覧表を活用し、厚生年金保険等の資格を取得した者のうち国保と社保の保険資格が重複していると思われる者に対して異動手続きを促すものとする。

また、国民年金第 2 号被保険者資格喪失一覧表を活用し、会社等を退職し厚生年金等の資格を喪失した者に対して国保加入の手続きを促すものとする。

② 国民健康保険税賦課及び軽減適用の適正化を図るため、所得の未申告者に対する申告勧奨を積極的に行う。

4 医療費適正化の推進

① レセプト点検事務を効率的に行うため、専門事務職員を 3 人雇用し、毎月請求されるレセプトについて診療内容点検、資格、請求点数等の点検業務にあたる。

② レセプト点検事務の事後処理として再審査請求、過誤調整、不当利得等に伴う返還請求等を行う。

③ 県などが主催するレセプト点検事務等研修会への積極的な参加と、県指導員の受入れにより点検員の技術向上を図る。

④ レセプト点検から重複受診者等を抽出し、同一疾病について複数の医療機関に受診している者や頻回受診者に対し保健師等による訪問指導を実施する。

⑤ 被保険者への健康に対する啓発や医療費に対する認識を深めてもらうため、国保連合会の共同事業として、保険医療機関等で治療を受けた時の医療費を年 4 回（1 回 3 か月分）通知する。

⑥ 被保険者負担や国保財政負担の軽減の観点から国保連合会の共同事業として、ジェネリック医薬品差額通知を年 3 回通知する。また、ジェネリック医薬品希望カードを全被保険者に配布する。

5 保健事業の推進

疾病の予防あるいは早期発見、早期治療による重症化予防を図り、健康でいきいきと充実した生活を送ることができるよう次の取組を実施する。

① データヘルス計画を活用し、見附市の健康課題を明確にした上で保健担当部署と連携し、効率の良い保健事業の取組を行う。

また、平成 26 年度に策定したデータヘルス計画は平成 29 年度で計画期間が終了するため、平成 30 年度からの 3 ヵ年を計画期間とする新たな計画を策定する。

② 人間ドック、脳ドックへの助成

名　　称	対　象　者	助成割合	定員（予定）
人間ドック	30 歳以上	料金の 7 割以内	260 名
脳ドック	〃	〃	108 名

③ 国保健康だよりの発行、健康講座の開催など医療費分析結果等を反映させたポピュレーションアプローチの取組を強化する。

④ メタボリックシンドローム該当者及び予備群には生活習慣病の重症化を予防するため、個別指導や個別訪問を実施するなどハイリスクアプローチの取組を強化する。

⑤ 特定健診・特定保健指導については、節目年齢（40・50・60 歳）の被保険者を対象とした料金の無料化や未受診者訪問等による受診勧奨を実施し、受診率の向上を図る。

あわせて、健診結果説明会に際しては、同時に初回面談も行い、保健指導の実施率の向上を図る。

6　広報活動の推進

① 国民健康保険制度の周知と健康意識の高揚のため、国保健康だよりの発行及び市広報、市ホームページへの情報掲載を行う。

② 国民健康保険税の仮算定通知、本算定通知の送付に際し、税額の計算方法や納税に関するお知らせ、口座振替の推進などのチラシを同封し制度の周知を図る。

③ 平成 30 年度に国保都道府県単位化を控えていることから県及び国保連合会と連携し、合同の広報を行う。

7　会議等の予定

月	国民健康保険運営協議会関係	職　員　関　係
4 月		国保担当課長会議　　国保担当者会議
5 月	協議会開催　税率の改正について	国保初任者研修会
6 月		
7 月		
8 月	県運協連絡会　総会及び研修会 協議会開催　平成 28 年度決算報告及び事業報告	
9 月		
10 月		県国保指導監査
11 月		レセプト点検事務研修会
12 月	協議会開催　国保事業費納付金及び標準保険税率の仮算定について	レセプト点検の現地指導会
1 月		県調整交付金(支援交付金)ヒアリング
2 月	協議会開催　事業計画、予算、平成 30 年度保険税率改正について	
3 月		

平成 29 年度　国民健康保険事業計画表

事　業　月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
賦課業務	賦課期日　4 月 1 日 仮算定通知書送付　4 月 15 日 （譲渡所得調査 5 月中旬:税務課） 本算定通知書送付　7 月 15 日 ※毎月 15 日納付書発送、 毎月 20 日督促状発送						〈随時の業務〉 更正決定書送付 （税務課） 過誤納還付処理 （税務課） 転入者の所得調査（税務課）					
収納業務	納税相談（通年） 滞納整理（通年） 徴収強化月間											
適用の適正化	所得未申告者への申告勧奨（通年） ・ 退職者医療対象者の職権適用（通年）											
医療費適正化	縦覧点検（毎月） ・ 資格点検（毎月） ・ 第三者行為点検（通年）											
保健事業	国保ドックの実施（通年）　特定健診を6月、9月、12 月に実施											
医療費通知	6 月（12・1・2 月分）			9 月（3・4・5 月分）			12 月（6・7・8 月分）			3 月（9・10・11 月分）		
ジェネリック医薬品差額通知	年 3 回（7 月、11 月、3 月）											
広報活動	国保健康だより発行（年 3 回（7 月、11 月、3 月）） 広報誌への記事掲載（随時） 市ホームページへの情報掲載（随時）											

平成29年度　国民健康保険事業特別会計　予算案（当初予算）

資料４【５　審議②】

【歳 入】

単位：千円

	歳　入　内　容	29年度	28年度	比較	前年度比	説　　明
1	国民健康保険税	722,610	684,700	37,910	105.5%	国民健康保険事業の運営のため、被保険者から納めてもらう税金
2	督促手数料	400	400	0	100.0%	保険税が納期限内に納税されない場合に発送する督促状の手数料（100円）
3	国庫負担金　療養給付費等負担金	572,700	561,000	11,700	102.1%	一般被保険者に係る療養給付費等について、国が32%を負担するもの
4	国庫負担金　高額医療費共同事業負担金	18,930	18,300	630	103.4%	高額医療費共同事業の拠出金の1/4を国が負担するもの
5	国庫負担金　特定健康診査等負担金	6,200	6,100	100	101.6%	特定健康診査、特定保健指導の基準費用の1/3を国が負担
6	国庫補助金　財政調整交付金	263,100	240,000	23,100	109.6%	市町村の財政力の不均衡を調整するため、国が交付するもの（一般分医療給付費の9%相当）
7	療養給付費等交付金	80,000	150,000	△ 70,000	53.3%	退職被保険者に係る療養給付費等について、社会保険診療報酬支払基金から交付を受ける交付金
8	前期高齢者交付金	1,290,000	1,210,000	80,000	106.6%	前期高齢者1人当たり医療給付費と前期高齢者加入率による財政調整
9	県負担金　高額医療費共同事業県負担金	18,930	18,300	630	103.4%	高額医療費共同事業の拠出金の1/4を県が負担するもの
10	県負担金　特定健康診査等負担金	6,200	6,100	100	101.6%	特定健康診査、特定保健指導の基準費用の1/3を県が負担
11	県補助金　財政調整交付金	172,800	151,000	21,800	114.4%	基準交付金（一般医療費の8%）＋支援交付金（健康づくりに対する取り組みの評価による加算1%）＝一般医療費の9%相当
12	高額医療費共同事業交付金	83,000	72,000	11,000	115.3%	一般被保険者に係る療養の給付に要した額が1件当り80万円を超えた場合、超過分が共同運営の財源から交付される
13	保険財政共同安定化事業交付金	807,000	854,000	△ 47,000	94.5%	一般被保険者に係る療養の給付費が共同運営の財源から交付される
14	基金運用収入	1	1	0	100.0%	基金利子収入
15	一般会計　繰入金	337,000	331,000	6,000	101.8%	基盤安定分、財政安定化分、出産育児一時金分、職員給与費等を一般会計から繰り入れるもの
16	保険給付準備基金繰入金	1	1	0	100.0%	療養給付費等の増加により、歳入不足が生じた場合基金を取り崩し、繰り入れるもの
17	繰越金	20	20	0	100.0%	前年度からの繰越
18	延滞金	3,100	3,078	22	100.7%	保険税の滞納分に係る延滞金
19	雑入	4,008	3,000	1,008	133.6%	第三者行為（交通事故等で被害者が国民健康保険を使用した場合、国保で負担した医療費を加害者に請求し収納する）など
	合　　計	**4,386,000**	**4,309,000**	**77,000**	**101.8%**	

【歳 出】

単位：千円

	歳　出　内　容	29年度	28年度	比較	前年度比	説　　明
1	一般管理費	76,663	75,357	1,306	101.7%	国民健康保険事業運営に要する事務費等の費用
2	賦課徴収費	8,054	9,457	△ 1,403	85.2%	保険税の賦課及び徴収に要する費用
3	運営協議会費	510	510	0	100.0%	国保運営協議会に要する費用
4	療養給付費	2,307,083	2,283,952	23,131	101.0%	医療給付費の支払いに要する費用
5	高額療養費	381,250	276,700	104,550	137.8%	医療費のうち高額療養費の支払いに要する費用
6	移送費	80	80	0	100.0%	医師の指示により緊急的な必要性があり移送された場合に要する費用
7	出産育児一時金等	10,506	12,607	△ 2,101	83.3%	被保険者が出産した時に支給する一時金（1件42万円又は40万4千円）
8	葬祭費	4,000	5,000	△ 1,000	80.0%	被保険者が死亡した時に葬儀を行った人へ支給する費用（1件5万円）
9	後期高齢者支援金等	460,035	480,070	△ 20,035	95.8%	後期高齢者（75歳以上）の医療費に充てるための支援金
10	前期高齢者納付金等	1,735	760	975	228.3%	前期高齢者（65～74歳）の加入者数に応じた財政調整の拠出金
11	老人保健医療費拠出金	100	100	0	100.0%	国保老人医療費の精算に充てるための拠出金
12	介護納付金	170,000	188,000	△ 18,000	90.4%	介護保険の費用に充てるための納付金（40～64歳が対象）
13	高額医療費共同事業拠出金	75,700	73,200	2,500	103.4%	高額療養費共同事業交付金の運営に充てるための市町村拠出金
14	保険財政共同安定化事業拠出金	834,000	848,400	△ 14,400	98.3%	保険財政共同安定化事業の運営に充てるための市町村拠出金
15	その他の共同事業拠出金	10	10	0	100.0%	国保連合会共同事務事業に係る拠出金
16	保健事業費	52,654	52,177	477	100.9%	各種保健事業（特定健診、人間・脳ドック助成）に要する費用
17	給付準備基金積立金	10	10	0	100.0%	保険給付準備基金への積立金
18	諸支出金	3,110	2,110	1,000	147.4%	保険税の還付及び国庫支出金等の精算に要する費用
19	予備費	500	500	0	100.0%	緊急的な支出に対応するための予算
	合　　計	**4,386,000**	**4,309,000**	**77,000**	**101.8%**	

資料５【６ その他】

平成 29 年度　国保制度の主な改正について

１．70 歳以上の者の高額療養費の自己負担限度額の引き上げ

世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で高額療養費の自己負担限度額が平成 29 年 8 月より段階的に引き上げられます。

○ 平成 29 年 7 月まで（現行）

区　　分	外来（個人単位）の限度額	外来＋入院（世帯単位）の限度額
現役並み所得者 課税所得 145 万円以上	44,400 円	80,100 円 ＋（医療費の総額－267,000 円）×１%【44,400 円】
一般所得者 課税所得 145 万円未満	12,000 円	44,400 円
低所得者Ⅱ （住民税非課税）	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ （住民税非課税）	8,000 円	15,000 円

○ 平成 29 年8月～30 年7月

区　　分	外来（個人単位）の限度額	外来＋入院（世帯単位）の限度額
現役並み所得者 課税所得 145 万円以上	57,600 円	80,100 円 ＋（医療費の総額－267,000 円）×１%【44,400 円】
一般所得者 課税所得 145 万円未満	14,000 円 （年間 14.4 万円上限）	57,600 円【44,400 円】
低所得者Ⅱ （住民税非課税）	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ （住民税非課税）	8,000 円	15,000 円

○ 平成 30 年8月～

現役並み所得者の区分を細分化

区　　分	外来（個人単位）の限度額	外来＋入院（世帯単位）の限度額
課税所得 690 万円以上	252,600 円＋（医療費の総額－842,000 円）×１％【140,100 円】	
課税所得 380 万円以上	167,400 円＋（医療費の総額－558,000 円）×１％【 93,000 円】	
課税所得 145 万円以上	80,100 円＋（医療費の総額－267,000 円）×１％【 44,400 円】	
一般所得者 課税所得 145 万円未満	18,000 円 （年間 14.4 万円上限）	57,600 円【44,400 円】
低所得者Ⅱ （住民税非課税）	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ （住民税非課税）	8,000 円	15,000 円

※ 年間上限額は、8 月から翌年 7 月までの累計額に対して適用されます。
※ 【 】内は、過去 1 年間に 4 回以上発生した場合の 4 回目以降の限度額です。

２．国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準変更（低所得者に係る保険税軽減の拡充）

① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保者数に乗ずべき金額を 27 万円（現行 26.5 万円）に引き上げる。

【改正後】

世帯主・当該世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が、

『33 万円 ＋ 被保者数 × 27 万円』 以下で軽減該当

② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保者数に乗ずべき金額を 49 万円（現行 48 万円）に引き上げる。

【改正後】

世帯主・当該世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が、

『33 万円 ＋ 被保者数 × 49 万円』 以下で軽減該当